

第16回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月25日(木) 午後13時30分から14時00分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	齊藤 誠
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木 孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農業者年金に関する申請について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 現況証明願について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	小林	哲也
事務局主幹	安武	浩美
事務局事務係主事	高橋	宏輔

7. 会議の概要

事務局 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第 16 回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。
本日の議事録署名委員は 6 番 谷口秀夫委員と、7 番 齊藤誠委員です。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、早速議事に入ります。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 報告第 1 号について、次のとおり届出があり処分したのでご説明いたします。

届出者住所・氏名

土地の表示 畑 宅地 310 m²

計 1 筆 310 m²

権利を取得した日 平成 20 年 12 月 3 日

権利を取得した事由及び取得した権利の種類 相続により所有権を取得

あっせん等の希望の有無 無

届出書受理年月日 平成 30 年 10 月 5 日

受理通知交付年月日 平成 30 年 10 月 5 日

本件は、の死亡によりへ平成 4 年 8 月 5 日相続により所有権が移転され、その後、死亡され、平成 20 年 12 月 3 日に相続されました。10 月 5 日に届出を受理、同日受理通知を交付し、既に専決処分しています。対象農地につきましては、現在は住宅等が建っています。地目の変更がなされず、経過したものと思われま。なお、第 1 号図を添付していますのでご参照願います。

以上、ご報告いたします。

会長 この件につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、この件について専決処分を含め、承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」、次のとおり手続きが終了し処分したものを説明し報告します。

1. 農業者年金死亡関係届出

死亡年月日及び氏名 (生年月日)

届出者住所氏名

2. 農業者年金死亡関係届出

死亡年月日及び氏名 (生年月日)

届出者住所氏名



以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告いたします。

会長

ただいまの報告につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

全員

なし。

会長

質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、この件について専決処分を含め承認いたします。続きまして、議案に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

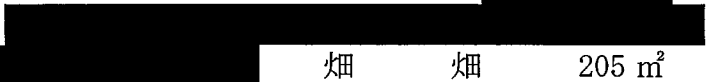
事務局

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。1番について説明いたします。

土地所有者（譲渡人）



転用計画者（譲受人）



土地の表示

畑	畑	205 m ²
畑	畑	0.86 m ²
畑	畑	104 m ²

合計3筆

309.86 m²

農地の区分 第3種農用地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的 物品庫、駐車場、花壇兼雪積場

転用事由の詳細 譲渡人は「物品庫、駐車場、雪積場等の建設の要望がありましたので、譲渡したいと考え申入れがあった譲受人に用地を譲渡したい。」とのこと。譲受人は「現在、飲食業を営んでおり、自己住宅敷地は住宅、倉庫、物置が建設され使用しているが手狭であることから当該申請地の譲渡を受け、営業に必要な資材の物品庫、駐車スペース、花壇兼雪積場を建設したい。」とのことです。

期間 転用許可後から永年

資金計画 事業費 自己資金（売買）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添1（議案第1号1番関係）の1ページから4ページまでのとおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

なお、参考に第2号図を付してございますので、ご参照のうえ、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会長

議案第1号1番について、説明がありましたが、ご質問ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

ご質問、意見等がないようですので、本件については許可相当であるとして承認してよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については、許可相当であると意見書を付し、進達いたします。続きまして、2番について、事務局より説明を願います。

事務局

2番について説明し、ご審議を求めます。

土地所有者（譲渡人）



転用計画者（譲受人）



土地の表示



田 畑 157 m²

合計1筆

157 m²

農地の区分

第3種農用地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的

住宅1棟、駐車スペース、花壇、雪捨て場

転用事由の詳細

譲渡人は「当該土地を相続により所有しているが、今後利用予定がなく譲受人より住宅を建築するために利用したい旨要望があったので、譲渡したく申請します」とのこと。譲受人は「当該申請地を譲り受け、隣接する雑種地を含め、住宅を建築する事を目的として使用します。[Redacted]の4人家族です。」とのことでございます。

期間 転用許可後～永年

資金計画

事業費 [Redacted] に対し、自己資金と借入金（売買）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添2（議案第1号2番関係）の1～4ページまでのおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

参考に第3号図を添付しておりますのでご参照願います。よろしくご審議願います。

会長
全員
会長
全員
会長

議案第1号2番について説明がありましたが、質疑ございませんか。

なし。

それでは、この件については許可相当であるとし承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付し、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明し審議を求めます。

計画番号 平成30年度貸第9号

公告予定年月日 平成30年10月25日

申出者



出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在



畑	田	4,174 m ²
畑	田	3,226 m ²
畑	田	825 m ²
田	田	1,348 m ²
田	田	823 m ²
田	田	711 m ²
田	田	4,603 m ²



原野	田	154 m ²
原野	田	816 m ²
田	田	2,079 m ²
田	田	264 m ²
田	田	1,334 m ²
合計 1 2 筆		20,357 m ²

年額 [Redacted] 円

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 平成 30 年 10 月 25 日～平成 34 年 12 月 31 日 4 年 2 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は、本年 2 月に [Redacted] お亡くなりになり、以降相続等の手続きを進めており諸条件が整ったことから賃貸借の設定となったものであります。

判定要件についてでございますが、本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、「農地所有適格法人の要件」については、農地所有適格法人の報告をされておりご確認をいただいているところです。また「地域との調和要件」については、近隣隣接農地を所有している [Redacted] となることから、問題がないものと考えます。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、水稻の作付を予定されています。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が法人であり 550 日と、原則 150 日以上に従事日数を上回っていることから問題はありません。

「関係権利者からの同意」については [Redacted] 相続による所有農地につき問題はございません。

この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 4 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長
前谷委員
事務局

この件につきまして、質疑ございませんか。

[Redacted] のここは上田ですか。

[Redacted] の上田扱いということで 13,000 円としました。当初 [Redacted] がこれよりも低い金額を提示されていましたが、相続された [Redacted] が農業者ではないということから、[Redacted] 間に入っただき、富平地区の上田の標準 13,000 円で双方合意し、まとめていただきました。

会長
前谷委員
会長
全員
会長

よろしいですか。

はい

その他、質疑ございませんか。

なし。

ご質問、意見等がないようですので、それでは、ただいまの議案第 2 号につきまして、決定してよろしいか伺います。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、議案第 2 号の計画を決定することといたします。それでは続きまして、議案第 3 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

議案第 3 号「現況証明願について」、次のとおり申請がありましたので、説明し審議を求めます。

土地の所有者 [Redacted]

土地の表示 [redacted] 畑 310 m²
合計 1 筆 310 m²

申請目的 地目変更登記のため

調査の有無 平成 30 年 10 月 24 日現地確認

本案件は先ほど、相続の届出がありました件ですが、住宅等が建築されています。この度、地目変更登記をし整理したいとの意向です。

申請地は農地・採草放牧地以外、宅地相当と認められるかと存じます。

参考に第 1 号図を添付していますのでご参照のうえ、よろしくご審議を願います。

会長 ただいまの件につきまして、質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、この件につきまして、証明してよろしいか伺います。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、議案第 3 号について申請どおり証明いたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

大原委員 10 月 16 日に実施した農地利用状況調査の案件についてですが、適正に農業生産が行なわれているとは認め難い状況であると認識いたしました。この事案については関係諸機関と連携し何らかの指導を行うべきと思います。また、来年度も改善状況等の確認のため、農地利用状況調査において調査すべきと考えますが、いかがでしょうか。

事務局次長 利用状況調査、[redacted] のところですね。

大原委員 そうですね。

事務局次長 きちんと営農、耕作している状況ではございませんので、本来であれば賃貸物件、営農しないのであれば農地を返しなさいということになるかと思えます。そういうことですので、[redacted] に来年度の計画を訊き、営農しないのであれば返しなさいということになるかと思えます。ただし、[redacted] は障害者の支援事業所となっておりますので、社会福祉課と協議し何らかの対策をとっていきたいと考えております。また、冷蔵庫、ごみ等の不法投棄がございましたので、市民課と協議をし対応をとりたいと考えております。

よろしいでしょうか。その他、何かございませんか。

全員 なし。

会長 特にないようですので、続いて、その他に入ります。まず、福士事務局長よりお願いします。

事務局次長 ①議会関連等報告（事務局長）

事務局 ②農地法第 5 2 条の規定に基づく賃借料情報の提供について（事務局）
・別紙のとおり

③平成 30 年度中空知農業委員会協議会役職員合同研修会（事務局）

・と き 平成 30 年 11 月 8 日（木）15：00～

・ところ 奈井江町 ないえ温泉ホテル 北の湯

・出席者 関尾会長、小林事務局次長

④平成 30 年度地区別農業委員・農地最適化推進委員等研修会（事務局）

・と き 平成 30 年 11 月 16 日（金）13：30～16：00

【市役所前 12：30 出発（昼食は各自）、筆記用具持参】

・ところ プラザホテル板倉（深川市）

・内 容 農業・農業委員会を取り巻く情勢、農業経営基盤強化推進法の一部改正等について

・出席者 委員各位・事務局

⑤農業委員会ボウリング大会の参加要請について（事務局）

・と き 平成30年11月26日（月）18：00～

・と ころ オリエンタルボウル

・締 切 11月16日（金）

・参加費 ボウリング1,000円 懇親会4,000円

・懇親会会場 銀座園 ボウリング大会終了後

・案内チラシ、参加申込書添付

⑥果樹作況調査及びリンゴの木オーナーの収穫について（事務局）

・果樹作況調査 本日総会終了後 関尾農園

・リンゴの木オーナー 収穫（ジョナゴールド）

・次回開催日 平成30年11月26日（月） 午後1時30分

会長

会長

これですべての審議が終わりました。以上で第16回砂川市農業委員会定例総会を終わります。この後果樹作況調査を行いますので、よろしくお願ひします。

会 長

署名委員

署名委員